

# 令和7年度静岡県精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修 実施要綱

## 1 目的

精神障害者の特性に応じた適切な支援がより一層行われるよう、障害福祉分野と介護分野の双方に精神障害者の特性に応じた支援や治療が提供できる従事者等を養成するため、精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修を実施します。

## 2 本研修の取扱い

本研修は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（「精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業の実施について（運営要領）」令和2年3月30日付け障発0330第14号）に定められているカリキュラムの内容に沿うものです。

## 3 実施主体

主催：静岡県、（一社）静岡県精神保健福祉士協会へ委託して実施します。

## 4 実施の概要

### 【日程】

- (1) 講義（事前視聴） 令和7年8月12日（火）～9月12日（金） 24時まで
- (2) 演習（オンライン）
  - ① A 令和7年9月17日（水） 午後1時30分～5時（定員70名）
  - ② B 令和7年9月25日（木） 午後1時30分～5時（定員70名）

※全体定員140名

※演習は①か②の日程どちらかを受講してください。それぞれの日程で70名ずつの定員となります。

※先着順とし、定員を超えた時点で申込みを締め切らせていただきます。

### 【実施方法】

講義（事前視聴） eラーニングシステム eden により動画を視聴する。

演習（オンライン） Zoom を使用したグループワーク

※本研修は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定」に係る研修のうち、静岡県における「精神障害者支援体制加算」の要件を満たしています。

## 5 研修対象者

- ・ 静岡県内在住か静岡県内の事業所等に勤務している者
- ・ 講義と演習の両方を受講できる方

### (障害分野)

- 障害福祉サービス事業所等の職員
- 相談支援専門員
- 市町の障害福祉担当課の担当者

### (介護分野)

- 介護保険サービス事業所等の職員
- 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の職員
- 地域包括支援センターの職員
- 介護支援専門員
- 市町の高齢者福祉担当課の担当者

### (医療分野)

- 障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等、精神障害者に対する治療に当たる医療従事者

### (その他)

- 救護施設（生活保護施設）の職員

## 6 研修内容

講義および演習（別添カリキュラム参照）

## 7 受講費用

受講費用として下記の費用を徴収します。受講費用は、いかなる理由があっても返金しません（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっては返金しません）。

受講料4,000円

### 【受講料の納入について】

- (1) 障害福祉課から、受講決定通知とは別に納入通知書を送付します。
- (2) 納入通知書の送付先は受講申込フォームに記載した事業所の住所となります。
- (3) 納入通知書に記載された納期限までに必ず振り込み手続きを行ってください。
- (4) 受講決定通知後のキャンセルの場合、受講料は原則お支払いいただきます。
- (5) 納期限までに受講料が納入されない場合は、受講いただけません。
- (6) 受講費用の支払いにかかる手数料は受講者負担となります。
- (7) 当研修の受講料は、インボイスの対象とはなりません。

## 8 受講申込方法及びその他注意事項

### (1) 申込方法

- ・受講申込フォームから申し込んでください。

<https://forms.gle/dfjs7QdhsfzuJXhs7>

右記のQRコードからも申込みできます。



### (2) 受講を希望する日を選択してください

### (3) その他注意事項

- ①本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ②申込みは一人1アドレスで個別にお申し込みください。演習当日は一人1台のパソコン等を御準備の上、御参加ください。
- ③申込内容に不備があった場合は、受講者として決定しません。
- ④FAX や郵送での申込みは受け付けておりませんので、御注意ください。
- ⑤「5.研修対象者」に該当しないと認められる場合は、受講者として決定しません。

※申込時に入力された内容に基づき、納入通知書の送付や修了証の発行を行いますので、間違いがないように御入力ください。

### (4) 個人情報の利用目的

申込時に入力された個人情報は、本研修事業外の目的には使用しません。県及び本研修委託先では共有します。

## 9 申込期間

令和7年6月11日(水)から7月7日(月) 12時まで

## 10 受講決定

静岡県障害福祉課精神保健福祉室長が受講者を決定の上、(一社)静岡県精神保健福祉士協会から受講申込フォームに記載されたメールアドレスに受講可否を通知します。(令和7年7月23日前後)

令和7年7月25日(金)までに受講可否についての通知(メール)が届かない場合は、下記の間合せ先「(一社)静岡県精神保健福祉士協会事務局」まで必ずお問い合わせください。

受講者の変更は原則できませんので御留意ください。

※メールアドレスの入力間違いにはお気をつけください。

※メールが「迷惑メールフォルダ」に入ることがあります。そちらの確認もお願いします。

## 11 研修受講に係る交通費・通信費等

受講者側の負担となります。

## 12 修了証書の交付

受講決定した研修日程全てを修了した者に、「修了証書」を交付します。ただし、下記に該当する場合は、修了証を発行いたしません。

- (1) オンライン研修（演習）当日の遅刻・早退・欠席・中抜けなどより、全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合（当日カメラオフ等により受講が確認できない場合は中抜けと判断します）
- (2) 受講費用を期日までに納付していない、又は納付していることが確認できない場合
- (3) 受講態度が著しく悪い場合
- (4) 期間内に全ての動画講義を視聴していない場合（視聴履歴は事務局で確認します）

## 13 その他

- (1) 研修中の録音、録画、写真撮影、携帯電話の使用等は一切禁止とします。
- (2) やむを得ない事情により研修を中止する場合等緊急の場合には、受講申込フォームに記載されたメールアドレスへお知らせします。
- (3) その他、研修全般に係る不明な点等は、下記の間合せ先まで照会ください。

受講申込みに関する間合せ、他受講に関する全般的なお問い合わせ

<一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会事務局>

お問い合わせは、メールでお願いします。

TEL:054-293-7117 FAX:054-293-7118

e-mail: shizuokapsw.n@gmail.com

事務局開所日(月・水・金 9:00~13:00)

※対応可能時間が限られているため連絡はなるべくメールでお願いします。

※内容の確認から返信までに1~2日かかる可能性があります。

※お急ぎの場合のみ、携帯電話(080-1585-2657)にご連絡ください。